

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

#### （個別項目）

##### a. 企業間の連携

当社のネットワーク・ノウハウ・リソースを活用し、様々なステークホルダーとともにイノベーションや新サービスを創出する場「共創プラットフォーム」をプロデュースします。

##### b. IT 実装支援

人財のさらなる高度化により、デジタルテクノロジーでお客様にプラスの価値を提供するシステムインテグレータへの進化を目指します。

##### c. 専門人材マッチング

西日本フィナンシャルホールディングスグループ傘下の株式会社 NCB リサーチ＆コンサルティングおよび株式会社シティキャリアサービス（当社の100%子会社）は、有料職業紹介事業者の許認可を取得しています。当社は、これらグループ会社と連携し、お客様の多様な求人ニーズにお応えします。

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

#### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

## **②手形などの支払条件**

下請代金は現金で 60 日以内に支払い、振込手数料を下請業者の負担としない方針としています。

## **③知的財産・ノウハウ**

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

## **④働き方改革等に伴うしわ寄せ**

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

## **3. その他（任意記載）**

「お客様と明日を創る ICT パートナー」の理念に基づき、社員一人一人が質の高い技術とサービスを提供することにより、お客様に信頼され、地域社会の発展に貢献します。

2023 年 10 月 27 日

株式会社シティアスコム

代表取締役社長 藤本 宏文